新潟県

新潟県報

発行　新潟県
第４号
平成28年１月15日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

告　　示

81　軽油引取税に係る特約業者の指定取消（税務課）
82　介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
83　介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉保健課）
84　介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
85　介護保険法による指定居宅介護支援事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
86　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
87　共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
88　公有水面埋立ての免許出願（漁港課）
89　土地改良区連合役員の退任届（農地計画課）
90　土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
91　県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
92　換地計画の縦覧（農地整備課）
93　交換分合計画の認可（農地整備課）
94　国土調査の成果認証（農村環境課）
95　建設業法による許可の取消し（監理課）
96　公共測量の終了通知（監理課）
97　都市計画事業の事業計画の変更認可（都市整備課）
98　都市計画事業の事業計画の変更認可（都市整備課）
99　都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）

公　　告

大規模小売店舗の新設（商業・地場産業振興課）
大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）

収用委員会告示

1　新潟県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正（収用委員会）
2　新潟県収用委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正（収用委員会）

告　　示

◎新潟県告示第81号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の９第３項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成28年１月15日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　特約業者の名称及び代表者の氏名

株式会社山本商店

代表取締役　山本　充

２　主たる事務所の所在地

三条市本町６丁目４番25号

３　取消年月日

平成27年８月10日

◎新潟県告示第82号

介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項（又は第53条第１項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成28年１月15日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
通所介護 介護予防通所介護	弥彦介護施設あおぞら	新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦721番地１	株式会社角新工務店	平成28年１月１日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	弥彦介護施設あおぞら	新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦721番地１	株式会社角新工務店	平成28年１月１日

◎新潟県告示第83号

介護保険法（平成９年法律第123号）第46条第１項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年１月15日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
ケアプランセンターゆう	新潟県長岡市三和３丁目５番地14	株式会社エイケア	平成28年１月１日
さくり居宅介護支援事業所	新潟県南魚沼市宮1119番地	有限会社萌気医療介護サポート社	平成28年１月１日
弥彦介護施設あおぞら	新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦721番地１	株式会社角新工務店	平成28年１月１日

◎新潟県告示第84号

介護保険法（平成９年法律第123号）第75条第２項（又は第115条の５第２項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成28年１月15日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
弥彦介護施設あおぞら	新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦721番地１	有限会社あおぞら	通所介護 介護予防通所介護	平成27年11月27日	平成27年12月31日

弥彦介護施設あおぞら	新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦721番地１	有限会社あおぞら	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成27年11月27日	平成27年12月31日

◎新潟県告示第85号

介護保険法（平成９年法律第123号）第82条第２項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成28年１月15日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

事業所の名称	所在地	事業者	届出の受理年月日	廃止年月日
弥彦介護施設あおぞら	新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦721番地１	有限会社あおぞら	平成27年11月27日	平成27年12月31日

◎新潟県告示第86号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第１項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

平成28年１月15日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

名　称	所　在　地	担当する医療の種　類	更新年月日
アイン薬局直江津店	上越市東雲町１丁目６番11号	育成医療・更生医療	平成28年１月１日
西高田薬局	上越市大字飯1377－１	育成医療・更生医療	平成28年１月１日

◎新潟県告示第87号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第５項において準用する第105条の２第３項の規定による次の特定第２号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第２項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、平成28年２月10日から生ずるものとする。

平成28年１月15日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　区域

上越漁業協同組合の地区のうち旧筒石漁業協同組合の地区

２　区分

法第104条第２号に掲げる漁業

３　届出年月日

平成27年12月15日

◎新潟県告示第88号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第２条第２項の規定により、公有水面の埋立ての免許の出願が次のとおりあった。

なお、関係図書及び書面は平成28年１月15日から平成28年２月４日まで新潟県農林水産部漁港課及び新潟県佐

渡地域振興局において縦覧に供する。

平成28年１月15日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　出願の年月日

平成28年１月４日

２　出願人の名称及び住所

新潟県新潟市中央区新光町４番地１

新潟県

代表者　新潟県知事　泉田　裕彦

新潟県新潟市中央区新光町４番地１

３　埋立区域

その１

(1) 位置

新潟県佐渡市多田670番地３から同675番地１に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち17の地点から30の地点までを順次に結んだ線、30の地点から21の地点までを順次に結ぶ平成26年の秋分の満潮位（D.L.+0.374m）における公有水面と陸地との境界線及び17の地点と21の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

17の地点　佐渡市松ヶ崎の突堤にある基準点GPS.2　（北緯37度54分58秒1189、東経138度29分10秒2625）から222度08分55秒87.844mの地点

１の地点　17の地点から158度12分12秒2.211mの地点

２の地点　１の地点から165度02分07秒22.256mの地点

３の地点　２の地点から173度00分20秒22.386mの地点

４の地点　３の地点から181度24分19秒22.510mの地点

５の地点　４の地点から191度37分18秒22.556mの地点

６の地点　５の地点から197度45分54秒3.759mの地点

７の地点　６の地点から202度39分14秒18.771mの地点

８の地点　７の地点から210度15分47秒22.410mの地点

９の地点　８の地点から219度35分21秒22.279mの地点

10の地点　９の地点から227度22分40秒13.294mの地点

18の地点　10の地点から230度05分55秒1.758mの地点

K304の地点　18の地点から322度39分44秒9.848mの地点

30の地点　K304の地点から322度39分19秒3.838mの地点

29の地点　30の地点から26度30分03秒12.384mの地点

28の地点　29の地点から37度36分58秒19.582mの地点

27の地点　28の地点から36度40分42秒20.046mの地点

K303の地点　27の地点から47度04分08秒9.226mの地点

26の地点　K303の地点から47度03分44秒10.001mの地点

25の地点　26の地点から40度43分14秒3.904mの地点

24の地点　25の地点から０度08分45秒21.619mの地点

K302の地点　24の地点から356度43分08秒13.593mの地点

23の地点　K302の地点から356度42分58秒7.245mの地点

22の地点　23の地点から343度35分09秒20.645mの地点

K301の地点　22の地点から２度37分28秒18.520mの地点

21の地点　K301の地点から２度37分56秒2.548mの地点

(3) 面積

2,349.91平方メートル

その２

(1) 位置

新潟県佐渡市多田３番地１から同４番地３に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち16の地点から36の地点までを順次に結ぶ平成26年の秋分の満潮位（D.L.+0.374m）における公有水面と陸地との境界線、36の地点から15の地点までを順次に結んだ線及び16の地点と15の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

16の地点　佐渡市多田の北防波堤にある基準点GPS.3（北緯37度54分44秒7808、東経138度28分59秒0626）から29度56分31秒148.768mの地点
35の地点　16の地点から39度35分59秒6.988mの地点
34の地点　35の地点から55度16分16秒20.039mの地点
33の地点　34の地点から63度45分28秒20.074mの地点
32の地点　33の地点から67度57分55秒10.129mの地点
31の地点　32の地点から62度14分53秒10.018mの地点
36の地点　31の地点から62度14分48秒5.996mの地点
277の地点　36の地点から151度14分37秒1.754mの地点
19の地点　277の地点から150度59分08秒7.734mの地点
11の地点　19の地点から235度45分23秒5.626mの地点
12の地点　11の地点から241度06分34秒10.007mの地点
13の地点　12の地点から284度12分39秒14.241mの地点
14の地点　13の地点から238度48分55秒20.000mの地点
15の地点　14の地点から238度49分09秒20.000mの地点

(3) 面積

339.54平方メートル

４　埋立てに関する工事の施行区域

その１

(1) 位置

新潟県佐渡市多田２番地の地内並びに同市多田670番地２から同675番地１に至る間の土地に接する国有海浜地内及び同地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び351の地点と163の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

351の地点　佐渡市松ヶ崎の突堤にある基準点GPS.2（北緯37度54分58秒1189、東経138度29分10秒2625）から260度43分14秒85.990mの地点
352の地点　351の地点から152度29分05秒27.750mの地点
353の地点　352の地点から149度56分49秒11.643mの地点
354の地点　353の地点から154度18分40秒11.551mの地点
355の地点　354の地点から49度35分22秒7.238mの地点
356の地点　355の地点から154度18分18秒2.180mの地点
357の地点　356の地点から159度52分54秒6.803mの地点
358の地点　357の地点から158度11分09秒2.527mの地点
359の地点　358の地点から165度02分06秒23.162mの地点
360の地点　359の地点から173度00分19秒23.387mの地点
361の地点　360の地点から181度24分19秒23.649mの地点
362の地点　361の地点から191度37分20秒23.558mの地点
363の地点　362の地点から197度46分08秒4.433mの地点
364の地点　363の地点から202度39分08秒19.536mの地点
365の地点　364の地点から210度15分53秒23.447mの地点
366の地点　365の地点から219度35分19秒23.326mの地点
367の地点　366の地点から227度22分43秒13.936mの地点
368の地点　367の地点から230度04分41秒1.893mの地点
369の地点　368の地点から229度35分06秒4.538mの地点
370の地点　369の地点から316度59分59秒26.608mの地点
178の地点　370の地点から46度17分12秒6.046mの地点
177の地点　178の地点から43度42分01秒11.503mの地点
176の地点　177の地点から27度39分38秒19.182mの地点

175の地点　176の地点から31度32分45秒18.873mの地点
174の地点　175の地点から26度23分35秒15.949mの地点
173の地点　174の地点から21度00分52秒3.204mの地点
172の地点　173の地点から12度40分18秒19.210mの地点
171の地点　172の地点から５度08分05秒19.274mの地点
225の地点　171の地点から356度43分30秒12.953mの地点
170の地点　225の地点から330度08分45秒6.820mの地点
169の地点　170の地点から326度53分39秒19.665mの地点
168の地点　169の地点から330度38分43秒6.377mの地点
167の地点　168の地点から339度46分49秒10.112mの地点
166の地点　167の地点から345度53分22秒1.682mの地点
165の地点　166の地点から348度47分29秒10.202mの地点
164の地点　165の地点から349度16分45秒11.235mの地点
163の地点　164の地点から339度10分06秒21.998mの地点

(3) 面積
6,699.42平方メートル

その２

(1) 位置
新潟県佐渡市多田３番地１から同４番地５に至る間の土地に接する国有海浜地内及び同地先公有水面

(2) 区域
次の各地点を順次に結んだ線及び81の地点と80の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

81の地点　佐渡市多田の北防波堤にある基準点GPS.3（北緯37度54分44秒7808、東経138度28分59秒0626）から29度29分21秒134.052mの地点
191の地点　81の地点から328度48分54秒19.861mの地点
190の地点　191の地点から59度28分28秒20.001mの地点
189の地点　190の地点から55度31分43秒20.034mの地点
223の地点　189の地点から53度09分32秒3.592mの地点
224の地点　223の地点から61度15分22秒1.200mの地点
188の地点　224の地点から61度16分20秒15.240mの地点
187の地点　188の地点から60度31分46秒10.005mの地点
186の地点　187の地点から60度32分14秒10.005mの地点
185の地点　186の地点から59度37分01秒10.000mの地点
36の地点　185の地点から164度31分45秒14.823mの地点
277の地点　36の地点から151度14分37秒1.754mの地点
19の地点　277の地点から150度59分08秒7.734mの地点
278の地点　19の地点から61度25分22秒3.974mの地点
371の地点　278の地点から61度25分16秒7.661mの地点
372の地点　371の地点から175度24分49秒18.258mの地点
373の地点　372の地点から238度51分18秒23.153mの地点
374の地点　373の地点から302度17分10秒20.951mの地点
79の地点　374の地点から238度35分11秒16.556mの地点
80の地点　79の地点から239度08分02秒20.001mの地点

(3) 面積
2,511.32平方メートル

５　埋立地の用途
道路用地及び海岸保全施設用地

◎新潟県告示第89号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、新潟市の阿賀野川左岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成28年１月15日

新潟県新潟地域振興局長

１　退　任

理事　五泉市中川新3345番地　芳賀　正雄

退任年月日　平成27年11月30日

◎新潟県告示第90号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、糸魚川市の糸魚川市能生土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成28年１月15日

新潟県糸魚川地域振興局長

１　就　任

理事　糸魚川市大字鷲尾７番地４　西内　清（理事長）

〃　糸魚川市大字平835番地５　笠原　忠

〃　糸魚川市大字藤後200番地２　田中道夫

〃　糸魚川市大字小見2115番地１　小林　修

〃　糸魚川市大字小見473番地13　武藤　喜一

監事　糸魚川市大字小見1987番地　松尾　隆

〃　糸魚川市大字平479番地　佐藤　幸一

就任年月日　平成27年12月19日

２　退　任

理事　糸魚川市大字鶉石493番地　石塚　昭一（理事長）

〃　糸魚川市大字小見471番地１　松尾　才治郎

〃　糸魚川市大字平835番地５　笠原　忠

〃　糸魚川市大字鷲尾７番地４　西内　清

〃　糸魚川市大字藤後200番地２　田中道夫

監事　糸魚川市大字平479番地　佐藤　幸一

〃　糸魚川市大字小見1987番地　松尾　隆

退任年月日　平成27年12月18日

◎新潟県告示第91号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営相川北部地区区画整理・農業用用排水施設整備・農用地改良保全（中山間地域総合整備）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年１月15日

新潟県佐渡地域振興局長

１　縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

２　縦覧に供する期間

平成28年１月18日から平成28年２月15日まで

３　縦覧に供する場所

佐渡市役所及び佐渡市役所相川支所

４　その他

(1) この土地改良事業計画について不服があるときは縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に審査請求をすることができる。

(2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての審査請求に対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第92号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する第52条第１項の規定により、村山昭一ほか３名から申請のあった換地計画について、同法第96条において準用する第52条の２第１項の規定により適当と決定したので、平成28年１月18日から平成28年２月15日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年１月15日

新潟県十日町地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名（換地区名）	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
十日町市 村山昭一ほか３名	上川手 （全換地区）	区画整理（非補助）	換地計画書の写し	十日町市役所

１　この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に新潟県十日町地域振興局長に申し出ることができる。

２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内（処分について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第93号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第１項の規定により、交換分合計画を次のとおり認可した。

平成28年１月15日

新潟県新発田地域振興局長

１　交換分合を行う者の名称

佐々木土地改良区

２　地区名

佐々木南部郷地区

３　認可年月日

平成28年１月５日

４　その他

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第94号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第２項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成28年１月15日

新潟県知事　泉　田　　裕　彦

１　調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
弥彦村	弥彦村の地籍図及び地籍簿 大字観音寺の一部

２　認証年月日

平成28年１月５日

◎新潟県告示第95号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成28年１月15日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　処分をした年月日　平成27年11月５日

２　被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社小野沢組
小野沢　淳
３　主たる営業所の所在地
新潟市東区東中島２－22－３
４　許可番号　新潟県知事許可（般－27）第23331号
５　処分の内容　造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
６　処分の原因となった事実
平成27年11月５日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

１　処分をした年月日　平成27年11月６日
２　被処分者の商号、代表者の氏名
アクセス株式会社
細貝　等
３　主たる営業所の所在地
長岡市学校町１－11－10
４　許可番号　新潟県知事許可（般－22）第43694号
５　処分の内容　建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
６　処分の原因となった事実
平成27年11月６日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

１　処分をした年月日　平成27年11月12日
２　被処分者の商号、代表者の氏名
三浦工業株式会社
三浦　亮
３　主たる営業所の所在地
新潟市江南区大渕1177
４　許可番号　新潟県知事許可（般特－24）第23127号
５　処分の内容　建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
６　処分の原因となった事実
平成27年11月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

１　処分をした年月日　平成27年11月12日
２　被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社斎藤工業
齋藤　信行
３　主たる営業所の所在地
村上市大字猿沢字上野3504－17
４　許可番号　新潟県知事許可（般－24）第428号
５　処分の内容　造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
６　処分の原因となった事実
平成27年11月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

１　処分をした年月日　平成27年11月13日
２　被処分者の商号、代表者の氏名
　藤崎建装工業株式会社
　藤崎　末三郎
３　主たる営業所の所在地
　新潟市中央区舟川岸町4463
４　許可番号　新潟県知事許可（般－24）第2242号
５　処分の内容　建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
６　処分の原因となった事実
　平成27年11月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

１　処分をした年月日　平成27年11月13日
２　被処分者の商号、代表者の氏名
　有限会社品田工務店
　品田　甚衛
３　主たる営業所の所在地
　柏崎市矢田1949
４　許可番号　新潟県知事許可（般－24）第26523号
５　処分の内容　建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
６　処分の原因となった事実
　平成27年11月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

１　処分をした年月日　平成27年11月16日
２　被処分者の商号、代表者の氏名
　カネヨ建設有限会社
　本間　成好
３　主たる営業所の所在地
　佐渡市千種964－１
４　許可番号　新潟県知事許可（般－22）第40219号
５　処分の内容　土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
６　処分の原因となった事実
　平成27年11月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

１　処分をした年月日　平成27年11月17日
２　被処分者の商号、代表者の氏名
　丸山電機
　丸山　富雄
３　主たる営業所の所在地
　糸魚川市大字大和川1087－１
４　許可番号　新潟県知事許可（般－27）第43528号
５　処分の内容　電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
６　処分の原因となった事実
　平成27年10月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

１　処分をした年月日　平成27年11月17日
２　被処分者の商号、代表者の氏名
　株式会社室橋設備
　飛田野　重美
３　主たる営業所の所在地
　長岡市原町２－１－15
４　許可番号　新潟県知事許可（般特－24）第6478号
５　処分の内容　消防施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
６　処分の原因となった事実
　平成27年11月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

１　処分をした年月日　平成27年11月17日
２　被処分者の商号、代表者の氏名
　坂友材木店
　坂上　友之
３　主たる営業所の所在地
　加茂市大字黒水385－３
４　許可番号　新潟県知事許可（般－23）第16363号
５　処分の内容　建築工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
６　処分の原因となった事実
　平成27年11月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

１　処分をした年月日　平成27年11月18日
２　被処分者の商号、代表者の氏名
　有限会社土田工務店
　土田　一志
３　主たる営業所の所在地
　新潟市西蒲区漆山2819
４　許可番号　新潟県知事許可（般－22）第22357号
５　処分の内容　建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
６　処分の原因となった事実
　平成27年11月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

１　処分をした年月日　平成27年11月19日
２　被処分者の商号、代表者の氏名
　青木工務店
　青木　昭
３　主たる営業所の所在地
　糸魚川市中央１－６－３
４　許可番号　新潟県知事許可（般－22）第11453号
５　処分の内容　建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
６　処分の原因となった事実

平成27年11月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

１　処分をした年月日　平成27年11月19日
２　被処分者の商号、代表者の氏名
　新興電設商会
　髙橋　三治
３　主たる営業所の所在地
　上越市大字上野田648
４　許可番号　新潟県知事許可（般－24）第44153号
５　処分の内容　電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
６　処分の原因となった事実
平成27年11月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

１　処分をした年月日　平成27年11月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名
　山重建設株式会社
　土田　八重子
３　主たる営業所の所在地
　三条市北入蔵３－11－25－４
４　許可番号　新潟県知事許可（般－23）第5538号
５　処分の内容　建築工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
６　処分の原因となった事実
平成27年11月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

１　処分をした年月日　平成27年11月26日
２　被処分者の商号、代表者の氏名
　有限会社山本組
　本間　基幸
３　主たる営業所の所在地
　佐渡市大浦660
４　許可番号　新潟県知事許可（般－22）第11872号
５　処分の内容　管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
６　処分の原因となった事実
平成27年11月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

１　処分をした年月日　平成27年11月27日
２　被処分者の商号、代表者の氏名
　株式会社西済組
　西済　正次郎
３　主たる営業所の所在地
　新潟市秋葉区梅ノ木140
４　許可番号　新潟県知事許可（般－24）第12972号

５　処分の内容　建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
６　処分の原因となった事実
　平成27年11月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

１　処分をした年月日　平成27年11月27日
２　被処分者の商号、代表者の氏名
　有限会社松崎興業
　髙橋　篤
３　主たる営業所の所在地
　新潟市南区白根古川395
４　許可番号　新潟県知事許可（般－27）第3382号
５　処分の内容　土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
６　処分の原因となった事実
　平成27年11月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

１　処分をした年月日　平成27年11月30日
２　被処分者の商号、代表者の氏名
　さかい塗装店
　酒井　久雄
３　主たる営業所の所在地
　刈羽郡刈羽村赤田町方919
４　許可番号　新潟県知事許可（般－24）第41098号
５　処分の内容　とび・土工工事業、塗装工事業、防水工事業に係る一般建設業の許可の取消し
６　処分の原因となった事実
　平成27年10月２日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

１　処分をした年月日　平成27年12月１日
２　被処分者の商号、代表者の氏名
　有限会社近藤製材所
　近藤　修治
３　主たる営業所の所在地
　佐渡市相川四町目浜町24－３
４　許可番号　新潟県知事許可（般－24）第11741号
５　処分の内容　建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
６　処分の原因となった事実
　平成27年12月１日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

１　処分をした年月日　平成27年12月３日
２　被処分者の商号、代表者の氏名
　有限会社片岡建設
　片岡　茂成
３　主たる営業所の所在地

小千谷市城内１－12－14
4　許可番号　新潟県知事許可（般－22）第17817号
5　処分の内容　土木工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
6　処分の原因となった事実
平成27年12月３日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

1　処分をした年月日　平成27年12月３日
2　被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社藤武建設
加藤　一男
3　主たる営業所の所在地
新潟市西蒲区横戸1885
4　許可番号　新潟県知事許可（般－24）第23001号
5　処分の内容　土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
6　処分の原因となった事実
平成27年12月３日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

1　処分をした年月日　平成27年12月７日
2　被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社西谷開発
稲葉　ツネ
3　主たる営業所の所在地
長岡市西野俣898－１
4　許可番号　新潟県知事許可（般－27）第17001号
5　処分の内容　建築工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
6　処分の原因となった事実
平成27年12月７日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

1　処分をした年月日　平成27年12月８日
2　被処分者の商号、代表者の氏名
解良組
解良　信好
3　主たる営業所の所在地
燕市米納津9883
4　許可番号　新潟県知事許可（般－23）第15802号
5　処分の内容　とび・土工工事業、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
6　処分の原因となった事実
平成27年10月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

1　処分をした年月日　平成27年12月８日

２　被処分者の商号、代表者の氏名
　藤花園
　伊藤　藤平
３　主たる営業所の所在地
　新潟市秋葉区浦興野406
４　許可番号　新潟県知事許可（般－22）第42111号
５　処分の内容　土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
６　処分の原因となった事実
　平成27年11月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

１　処分をした年月日　平成27年12月９日
２　被処分者の商号、代表者の氏名
　株式会社栄組
　五十嵐　幸樹
３　主たる営業所の所在地
　五泉市大字石曽根8070－36
４　許可番号　新潟県知事許可（般－24）第12657号
５　処分の内容　管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
６　処分の原因となった事実
　平成27年12月９日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

１　処分をした年月日　平成27年12月15日
２　被処分者の商号、代表者の氏名
　内山工業
　内山　太一
３　主たる営業所の所在地
　上越市新光町３－８－13
４　許可番号　新潟県知事許可（般－26）第44632号
５　処分の内容　とび・土工工事業、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し
６　処分の原因となった事実
　平成27年11月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

◎新潟県告示第96号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、新潟県知事（新発田地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

平成28年１月15日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　作業種類　公共測量（県営経営体育成基盤整備事業　米倉「２次」地区　確定測量）
２　作業期間　平成26年８月25日から平成27年11月30日まで
３　作業地域　新発田市米倉、大槻　ほか　地内

◎新潟県告示第97号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年１月15日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　施行者の名称
　新潟市
２　都市計画事業の種類及び名称
　(1) 種類　新潟都市計画道路事業
　(2) 名称　３・５・559号内野駅新通線
３　事業施行期間
　平成23年10月21日から平成30年３月31日まで
４　事業地
　(1) 収用の部分
　　変更なし
　(2) 使用の部分
　　変更なし

◎新潟県告示第98号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年１月15日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　施行者の名称
　新潟市
２　都市計画事業の種類及び名称
　(1) 種類　新潟都市計画道路事業
　(2) 名称　３・４・538号川端町入船線他１線
３　事業施行期間
　平成16年12月28日から平成32年３月31日まで
４　事業地
　(1) 収用の部分
　　変更なし
　(2) 使用の部分
　　変更なし

◎新潟県告示第99号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年１月15日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　施行者の名称
　柏崎市
２　都市計画事業の種類及び名称
　(1) 種類　柏崎都市計画下水道事業
　(2) 名称　柏崎市公共下水道
３　事業施行期間
　昭和49年３月12日から平成33年３月31日まで
４　事業地
　(1) 収用の部分
　　柏崎市安政町、柳橋町、西本町三丁目、大久保一丁目、新橋地内
　(2) 使用の部分
　　柏崎市駅前一丁目、新橋、西本町二丁目及び三丁目、日石町、鏡町、錦町、諏訪町、新花町、桜木町、比角二丁目、春日一丁目、二丁目及び三丁目、柳橋町、幸町、宝町、豊町、扇町、四谷三丁目、長浜町、松美一丁目及び二丁目、北斗町、東港町、西港町、学校町、栄町、北園町、安政町、藤元町、柳田町、関町、宮場町、元城町、城東一丁目及び二丁目、若葉町、大久保一丁目、松波一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目、

中浜一丁目及び二丁目、常盤台、東の輪町、番神一丁目及び二丁目、三島町、米山台一丁目及び三丁目、赤坂町、寿町、緑町、剣野町、穂波町、東長浜町、三和町、半田一丁目及び二丁目、岩上、田中、田塚一丁目、二丁目及び三丁目、茨目三丁目、大字横山、希望が丘、長峰町、ゆりが丘地内

公　　告

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第５条第１項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年１月15日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称　（仮称）南魚沼市浦佐計画

所在地　南魚沼市浦佐4001外

２　大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

・氏名又は名称　株式会社ひらせいホームセンター
法人代表者氏名　代表取締役社長　清水　泰明
住所　新潟市西区小針西２丁目７番32号
ほか１者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

・氏名又は名称　株式会社ひらせいホームセンター
法人代表者氏名　代表取締役社長　清水　泰明
住所　新潟市西区小針西２丁目７番32号
ほか１者

３　大規模小売店舗の新設をする日

平成28年10月１日

４　大規模小売店舗の店舗面積の合計

計2,829平方メートル

５　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

・位置　届出書に添付された図面のとおり
・収容台数　計126台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

・位置　届出書に添付された図面のとおり
・収容台数　計20台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

・位置　届出書に添付された図面のとおり
・面積　計72平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

・位置　届出書に添付された図面のとおり
・容量　計18立方メートル

６　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

・株式会社ひらせいホームセンター
午前９時から午後12時
・ウエルシア薬局株式会社

午前９時から午後12時

(2) 来客が駐車場を利用できる時間帯

午前８時30分から翌午前０時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

・出入口の数　３箇所

・位置　届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

・荷さばき施設１、２

午前６時から午後９時

７　届出年月日

平成27年12月28日

８　縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

（なお、南魚沼市産業振興部商工観光課でも閲覧ができます。）

９　縦覧期間

平成28年１月15日から平成28年５月15日まで

10　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課　商業振興係

電　　話　025－280－5237

Ｅメ ー ル　ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年１月15日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　荒川ショッピングセンター

所在地　村上市藤沢字腰廻89－１－４　外

設置者　共同組合荒川ショッピングセンターほか１者

２　変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者

（変更前）株式会社パワーズフジミほか９者

（変更後）マックスバリュ東北株式会社ほか７者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者

・株式会社セリア

（変更前）代表取締役　河合　宏光

（変更後）代表取締役　河合　映治

３　変更年月日

平成25年７月19日

４　変更の理由

小売店の退店と出店入れ替えのため。

５　届出年月日

平成27年12月11日

６　縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

（なお、村上市商工観光課でも閲覧ができます。）

７　縦覧期間

平成28年１月15日から平成28年５月15日まで

８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
　商業・地場産業振興課　商業振興係
　電　　話　025－280－5237
　Ｅメ ー ル　ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項及び第２項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成28年１月15日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
　名　称　（仮称）ニトリ三条燕インター店
　所在地　燕市井土巻五丁目162　外
　設置者　株式会社ニトリ
２　届出の概要及び公告日
　概　要　大規模小売店舗立地法第５条第１項の規定による新設の届出
　公告日　平成27年８月21日
３　意見の概要
　(1) 燕市からの意見の概要
　　意見なし
　(2) 居住者等の意見の概要
　　意見書の提出はなかった。
４　縦覧場所
　新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
５　縦覧期間
　平成28年１月15日から平成28年２月15日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項及び第２項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成28年１月15日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
　名　称　クスリのアオキ鴨島店
　所在地　上越市鴨島一丁目1504番外
　設置者　株式会社クスリのアオキ
２　届出の概要及び公告日
　概　要　大規模小売店舗立地法第６条第２項の規定による変更（荷さばき施設の位置及びその他の変更）に関する届出
　公告日　平成27年８月28日
３　意見の概要
　(1) 上越市からの意見の概要
　　意見なし
　(2) 居住者等の意見の概要
　　意見書の提出はなかった。
４　縦覧場所
　新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
５　縦覧期間
　平成28年１月15日から平成28年２月15日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項及び第２項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成28年１月15日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　ライフガーデン新発田複合商業施設計画

所在地　新発田市舟入町三丁目541－２　外

設置者　芙蓉総合リース株式会社ほか１者

２　届出の概要及び公告日

概　要　大規模小売店舗立地法第６条第１項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の変更）に関する届出

公告日　平成27年８月21日

３　意見の概要

(1) 新発田市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

４　縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

５　縦覧期間

平成28年１月15日から平成28年２月15日まで

収用委員会告示

◎新潟県収用委員会告示第１号

新潟県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年新潟県収用委員会告示第４号）の一部を次のように改正し、公布の日から実施する。

平成28年１月15日

新潟県収用委員会　会　長　長　谷　川　均

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（本人等であることを証明するために必要な書類） **第４条**　条例第16条第２項（条例第28条第３項及び第34条第２項において準用する場合を含む。）に規定する実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。 (1) 本人が請求する場合　運転免許証、旅券、個人番号カードその他これらに類する書類として委員会が認めるもの (2)・(3)　（略） (4) 本人に代わって当該本人の委任による代理人（法人を除く。）が請求する場合　次に掲げる書	（本人等であることを証明するために必要な書類） **第４条**　条例第16条第２項（条例第28条第３項及び第34条第２項において準用する場合を含む。）に規定する実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。 (1) 本人が請求する場合　運転免許証、旅券その他これらに類する書類として委員会が認めるもの (2)・(3)　（略）

類
ア　当該代理人に係る第１号に定める書類
イ　本人の記名及び押印がある委任状
ウ　委任状に押印した本人の印鑑に係る印鑑証明書
(5)　本人に代わって当該本人の委任による代理人（法人に限る。）が請求する場合　次に掲げる書類
ア　当該法人の代表者に係る第１号に定める書類
イ　開示請求書等に押印した代表者印に係る印鑑証明書
ウ　当該法人の登記事項証明書
エ　前号イ及びウに定める書類

（送付による開示請求書等の提出）
第５条　開示請求書等を委員会に送付して条例第15条第１項の規定による開示請求、条例第27条第１項の規定による訂正請求又は条例第33条第１項若しくは第33条の２第１項の規定による利用停止請求をする場合には、これらの請求をしようとする者は、前条の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を併せて提出しなければならない。
(1)～(3)　（略）
(4)　本人に代わって当該本人の委任による代理人（法人を除く。）が請求する場合　次に掲げる書類
ア　前条第４号アに定める書類のうち２種類のものを複写機を用いて複写したもの
イ　前条第４号イ及びウに定める書類
(5)　本人に代わって当該本人の委任による代理人（法人に限る。）が請求する場合　次に掲げる書類
ア　前条第５号アに定める書類のうち２種類のものを複写機を用いて複写したもの
イ　前条第５号イからエまでに定める書類

（代理人の資格喪失の届出）
第６条　条例第15条第２項の規定により開示請求をした代理人は、条例第21条第２項の規定による通知を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を委員会に届け出なければならない。条例第24条第１項の規定による開示を受ける前にその資格を喪失したときも、同様とする。
２　（略）
３　第１項前段の規定は、条例第33条第２項（条例第33条の２第２項において準用する場合を含む。）において準用する条例第15条第２項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第１項中「第21条第２項」とあるのは、「第36条第

（送付による開示請求書等の提出）
第５条　開示請求書等を委員会に送付して条例第15条第１項の規定による開示請求、条例第27条第１項の規定による訂正請求又は条例第33条第１項の規定による利用停止請求をする場合には、これらの請求をしようとする者は、前条の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を併せて提出しなければならない。
(1)～(3)　（略）

（法定代理人の資格喪失の届出）
第６条　条例第15条第２項の規定により開示請求をした法定代理人は、条例第21条第２項の規定による通知を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を委員会に届け出なければならない。条例第24条第１項の規定による開示を受ける前にその資格を喪失したときも、同様とする。
２　（略）
３　第１項前段の規定は、条例第33条第２項において準用する条例第15条第２項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第１項中「第21条第２項」とあるのは、「第36条第２項」と読み替えるものとする。

２項」と読み替えるものとする。

４　前３項の規定による届出があったときは、当該代理人の行った開示請求、訂正請求又は利用停止請求は、取り下げられたものとみなす。

（保有個人情報の開示の実施等）

第９条　（略）

２　条例第24条第２項に規定する実施機関が定める手続は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手続とする。

(1)　（略）

(2)　文書の写し等を郵送して開示する場合

ア　本人又は代理人（法人を除く。）の開示請求に基づき開示するとき。　第４条第１号、第２号ア若しくは第４号アに定める書類のうち住所が記載されているものを複写機を用いて複写したもの、住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書（住所が記載されているものに限る。）に記載された住所が開示を受ける者の真正な住所であることを確認した上、当該住所に郵送する手続

イ　代理人（法人に限る。）の開示請求に基づき開示するとき。　第４条第３号イからエまで又は第５号イ及びウに定める書類のうち当該法人の事務所の所在地が記載されているものを複写機を用いて複写したものに記載された事務所の所在地が開示を受ける法人の事務所の真正な所在地であることを確認した上、当該所在地に郵送する手続

３・４　（略）

別記

第１号様式（第２条関係）

個人情報取扱事務登録簿

（略）

（略）

□個人番号
□識別番号・記号（個人番号を除く。）
□氏名
□性別
□年齢・生年月日
□住所・電話番号
□本籍・国籍
□
□

第２号様式（第３条関係）

保有個人情報開示請求書

（略）

４　前３項の規定による届出があったときは、当該法定代理人の行った開示請求、訂正請求又は利用停止請求は、取り下げられたものとみなす。

（保有個人情報の開示の実施等）

第９条　（略）

２　条例第24条第２項に規定する実施機関が定める手続は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手続とする。

(1)　（略）

(2)　文書の写し等を郵送して開示する場合

ア　本人又は法定代理人（法人を除く。）の開示請求に基づき開示するとき。　第４条第１号若しくは第２号アに定める書類のうち住所が記載されているものを複写機を用いて複写したもの、住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書（住所が記載されているものに限る。）に記載された住所が開示を受ける者の真正な住所であることを確認した上、当該住所に郵送する手続

イ　法定代理人（法人に限る。）の開示請求に基づき開示するとき。　第４条第３号イからエまでに定める書類のうち当該法人の事務所の所在地が記載されているものを複写機を用いて複写したものに記載された事務所の所在地が開示を受ける法人の事務所の真正な所在地であることを確認した上、当該所在地に郵送する手続

３・４　（略）

別記

第１号様式（第２条関係）

個人情報取扱事務登録簿

（略）

（略）

□識別番号・記号
□氏名
□性別
□年齢・生年月日
□住所・電話番号
□本籍・国籍
□
□

第２号様式（第３条関係）

保有個人情報開示請求書

（略）

（代理人である法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び法人の代表者印）

（略）

＜代理人記載欄＞この欄は、本人が請求する場合は、記入する必要はありません。

代理人の区分	１　未成年者の法定代理人 ２　成年被後見人の法定代理人 ３　本人の委任による代理人
（略）	

注　１　「代理人の区分」欄は、該当する番号を○で囲んでください。

２　「代理人の区分」欄の「３　本人の委任による代理人」が請求できるのは、保有特定個人情報の開示に限ります。

（略）

本人等確認	□運転免許証　□旅券 □個人番号カード □その他（　　） □戸籍謄本　□住民票の写し □成年後見人の登記事項証明書 □委任状及び委任状に押印した本人の印鑑に係る印鑑証明書
	（略）
（略）	

第４号様式（第14条関係）

保有個人情報訂正請求書

（略）

（代理人である法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び法人の代表者印）

（略）

＜代理人記載欄＞この欄は、本人が請求する場合は、記入する必要はありません。

代理人の区分	１　未成年者の法定代理人 ２　成年被後見人の法定代理人 ３　本人の委任による代理人
（略）	

注　１　「代理人の区分」欄は、該当する番号を○で囲んでください。

２　「代理人の区分」欄の「３　本人の委任による代理人」が請求できるのは、保有特定個人情報の訂正に限ります。

（略）

（法定代理人である法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び法人の代表者印）

（略）

＜法定代理人記載欄＞この欄は、本人が請求する場合は、記入する必要はありません。

本人の区分	１　未成年者　２　成年被後見人
（略）	

注　「本人の区分」欄は、該当する番号を○で囲んでください。

（略）

本人等確認	□運転免許証　□旅券 □その他（　　） □戸籍謄本　□住民票の写し □成年後見人の登記事項証明書
	（略）
（略）	

第４号様式（第14条関係）

保有個人情報訂正請求書

（略）

（法定代理人である法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び法人の代表者印）

（略）

＜法定代理人記載欄＞この欄は、本人が請求する場合は、記入する必要はありません。

本人の区分	１　未成年者　２　成年被後見人
（略）	

注　「本人の区分」欄は、該当する番号を○で囲んでください。

（略）

本人等確認	□運転免許証　□旅券 □個人番号カード □その他（　　） □戸籍謄本　□住民票の写し □成年後見人の登記事項証明書 □委任状及び委任状に押印した本人の印鑑に係る印鑑証明書
	（略）
（略）	

第５号様式（第15条関係）

保有個人情報利用停止請求書

（略）

（代理人である法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び法人の代表者印）

（略）

＜代理人記載欄＞この欄は、本人が請求する場合は、記入する必要はありません。

代理人の区分	１　未成年者の法定代理人 ２　成年被後見人の法定代理人 ３　本人の委任による代理人
（略）	

注　１　「代理人の区分」欄は、該当する番号を○で囲んでください。

２　「代理人の区分」欄の「３　本人の委任による代理人」が請求できるのは、保有特定個人情報の利用停止に限ります。

（略）

本人等確認	□運転免許証　□旅券 □個人番号カード □その他（　　） □戸籍謄本　□住民票の写し □成年後見人の登記事項証明書 □委任状及び委任状に押印した本人の印鑑に係る印鑑証明書
	（略）
（略）	

本人等確認	□運転免許証　□旅券 □その他（　　） □戸籍謄本　□住民票の写し □成年後見人の登記事項証明書
	（略）
（略）	

第５号様式（第15条関係）

保有個人情報利用停止請求書

（略）

（法定代理人である法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び法人の代表者印）

（略）

＜法定代理人記載欄＞この欄は、本人が請求する場合は、記入する必要はありません。

本人の区分	１　未成年者　２　成年被後見人
（略）	

注　「本人の区分」欄は、該当する番号を○で囲んでください。

（略）

本人等確認	□運転免許証　□旅券 □その他（　　） □戸籍謄本　□住民票の写し □成年後見人の登記事項証明書
	（略）
（略）	

◎新潟県収用委員会告示第２号

新潟県収用委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年新潟県収用委員会告示第１号）の一部を次のように改正し、公布の日から実施する。

平成28年１月15日

新潟県収用委員会　会　長　　長　谷　川　　均

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
（電子情報処理組織による申請等） **第４条**　（略） ２　電子申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、委員会が定める申請等については、この限りでない。 (1)　（略） (2)　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第３条第１項に規定する署名用電子証明書 (3)　（略） ３～６　（略） ７　委員会は、電子申請等を行う者が第１項第２号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができる。 (1)　（略） (2)　電子申請等を行う者に係る第２項第２号に掲げる署名用電子証明書を送信するとき。　当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項 (3)　（略）	（電子情報処理組織による申請等） **第４条**　（略） ２　電子申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、委員会が定める申請等については、この限りでない。 (1)　（略） (2)　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第３条第１項に規定する電子証明書 (3)　（略） ３～６　（略） ７　委員会は、電子申請等を行う者が第１項第２号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができる。 (1)　（略） (2)　電子申請等を行う者に係る第２項第２号に掲げる電子証明書を送信するとき。　当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項 (3)　（略）